

涌 監 第 1 9 号
令和4年8月26日

涌谷町長 遠 藤 积 雄 殿

涌谷町監査委員 遠 藤 要之助

同 竹 中 弘 光

令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和3年度の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

令和3年度健全化判断比率審査意見

1 審査の対象

令和3年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和4年7月11日から7月25日まで

3 審査の概要

この健全化判断比率審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率	令和2年度	令和3年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	14.94%
② 連結実質赤字比率	—	—	19.94%
③ 実質公債費比率	9.2%	7.4%	25.0%
④ 将来負担比率	40.1%	20.4%	350.0%

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がない場合は「—」と表示している。

(2) 個別意見

①実質赤字比率②連結実質赤字比率③実質公債費比率④将来負担比率は、それぞれの早期健全化基準と比較すると、これを下回り健全であると認められる。

令和3年度資金不足比率審査意見

1 審査の対象

令和3年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和4年6月21日から6月22日まで

3 審査の概要

この資金不足比率審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された各企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

会計名	令和2年度 資金不足比率	令和3年度 資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	20.0%
下水道事業会計	—	—	
国民健康保険病院事業会計	4.9%	11.0%	
老人保健施設事業会計	—	—	
訪問看護ステーション事業会計	—	—	

※資金不足比率は、資金不足が発生していない会計は「—」と表示している。

(2) 個別意見

国民健康保険病院事業会計を除く4事業会計については、資金不足比率が発生していないため、良好な状態と認められる。

国民健康保険病院事業会計については、3年続けて資金不足が発生しているが、資金不足比率は令和元年度12.1%から令和2年度は4.9%と改善したが、当年度は11.0%となっている。資金不足解消計画を着実に実行するよう努められたい。